

R3霧島市立医師会医療センター石綿含有建材事前調査業務委託仕様書

1 業務名 R3霧島市立医師会医療センター石綿含有建材事前調査業務委託

2 場所 霧島市 隼人町松永 地内

3 業務の目的

本業務は、霧島市医師会医療センターの解体工事を行うにあたり、対象建築物で使用されている全ての建材等に含まれる石綿の有無について調査することを目的とする。

4 履行期限 令和3年11月19日から令和4年3月11日まで

5 調査対象建築物

番号	建物名	建築	構造	階数	延床面積
1	外来管理治療棟	S58 (増築有)	RC造 (一部S造)	2階	4509.01m ²
2	病棟	S56	RC造	3階	4655.00m ²
3	カルテ棟	-	フ [°] レ [°] フ [°] 造	1階	146.88m ²
5	サービス棟	S58	RC造	1階	1408.65m ²
6	自家発電室	-	RC造	1階	32.00m ²
7	医療用自家発電室	-	RC造	1階	40.00m ²
8	倉庫	-	S造	1階	120.00m ²
9	冷凍機械室	-	RC造	3階	84.00m ²
10	吸引機械室	-	CB造	1階	14.00m ²
11	渡り廊下	-	RC造	2階	108.00m ²
12	渡り廊下	-	S造	1階	0.00m ²
15	渡り廊下	-	S造	1階	186.85m ²
17	渡り廊下	-	S造	2階	39.92m ²
18	渡り廊下	-	S造	2階	39.92m ²
20	電気室	-	RC造	1階	72.00m ²
21	発電機室	H25	RC造	1階	92.46m ²
23	既存受変電設備	-	RC基礎	-	-
24	空調室外機置き場	-	RC基礎	-	-
25	受水槽	-	RC基礎	-	-
26	新手術室棟	S58	S造	2階	-
27	渡り廊下	-	S造	1階	13.50m ²
28	渡り廊下	-	S造	1階	14.40m ²
計	22棟				

6 業務内容

調査対象建築物に使用されている建材等について試料採取及び石綿含有分析を実施し、調査報告書の作成を行う。なお、対象アスベストは「アモサイト」、「クリソタイル」、「クロシドライト」、「アクチノライト」、「アンソフィライト」、「トレモライト」の6種類とする。調査および報告については、石綿障害予防規則に基づき、「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアル」（令和3年3月）付録Iの方法に準じて行う。

(1) 資料調査（第一次スクリーニング）

- ・設計図等による書面調査を行う。

(2) 現場調査（第二次スクリーニング）

- ・(1)を実施したうえで、目視により、対象建築物の全ての建材等について、アスベストの含有有無を調査する。（木材、金属、石、ガラス、畳、電球などのアスベストが含まれていないことが明らかなものは除く。）

【調査箇所（参考）】※下記を参考とし、対象建築物の全ての建材等を調査すること。

①建築物内部

床・壁・天井の建材等、設備配管の保温材（耐火被覆材含む）ほか

②建築物外部

外壁・屋根・庇ほか

(3) 分析調査

- ・(1)および(2)において、アスベストの含有について判定ができない建材等は、試料を採取し分析調査を行う。含有分析は、定性分析（JIS A1481-1）とする。

定性分析によりアスベストの含有が判明した場合、定量分析を実施する予定であるため、採取した試料については適切に保管すること。

【分析箇所】132検体

7 調査報告書

以下の成果品を履行期限までに提出すること。

- (1) 調査報告書（紙ベース：A4版で印刷したもの） 2部
 - (2) 調査報告書（電子データ：PDF形式としCD-R等で提出する） 1部
- ・調査報告書の様式は、調査責任者、調査方法、調査箇所、調査対象建材及びアスベストの含有の有無、分析結果が分かるものとする。
 - ・データはCD-Rに記録し提出するものとし、ディスクに業務名、データ内容、作成日時、受注者名を明示し、最新のウイルス定義によりウイルス駆除ソフトで検証したうえで提出すること。

8 貸与資料 対象建築物の配置図及び既存建築物設計図等

9 特記事項

(1) 受注者は、契約後速やかに、業務計画書及び工程表を提出し、監督職員と打合せを行うこと。

(2) 事前調査および分析調査にあたっては次の者が従事すること。

(※分析調査については再委託も可とする。)

【事前調査】

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

【分析調査】

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、終了考査に合格した者
- ・ (公社)日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者
- ・ (一社)日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- ・ (一社)日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- ・ (一社)日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

(3) 受注者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。なお、災害及び事故が発生した場合は、速やかにその内容を監督職員に報告し、指示を受けること。

(4) 受注者は、調査結果及び本業務で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、監督職員と受注者で協議のうえ決定する。

(6) 試料採取は建材等が飛散しないように養生を行い、試料採取後は、飛散防止剤の塗布を行うこと。

(7) 採取箇所及び試料数について、疑義が生じた場合は監督職員と協議を行うこと。